令和８年度

学校法人木の実学園 認定こども園 木の実幼稚園 重要事項説明書

１．施設の概要

名　　称	学校法人木の実学園　認定こども園　木の実幼稚園
代表者氏名	理事長　中矢　謙一郎
所　在　地	愛媛県松山市西垣生町１６９０番地１
電 話 番 号	（０８９）９７３－１２５６

２．施設の目的

学校法人木の実学園（以下「本法人」という）は、幼稚園として学校教育法第 22 条及び第 23 条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（認定こども園法）第３条の認定を受けた幼稚園型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を行うことを目的とする。

３．運営方針

本園は、２．施設の目的に則り、学校教育法第７７条及び第７８条の規定により、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の健全な発達を助長することを目的としながら、認定こども園教育・保育要領を学び、それを取り入れる努力を継続することとする。更に、認定こども園法及びその他関連法令に則り、園児の処遇に万全を期し、心身の健全な発達が助長されるよう努力する。

４．提供する特定教育・保育の内容

本園は、学校教育法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領及び認定こども園教育・保育要領を踏まえ、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

５．保護者に対する子育て支援の内容

（１）本園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

（２）本園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

（３）本園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

６．職員の職種、員数及び職務の内容

本園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）園長　１人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

（２）主幹保育教諭　２人以上

主幹保育教諭は、園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

（３）保育教諭　１３人以上

保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（４）看護師　１人以上

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（５）事務職員　１人以上

事務職員は、庶務及び会計事務または園の諸用務を行う。

（６）運転士　１人以上

運転士は、園児の登降園及び園外保育等に利用するバスの運転業務、園の環境保全、教育・保育活動の支援を行う。

（７）調理員　１人以上（外部委託）

調理師は、献立に基づき給食を調理する。

（８）管理栄養士　１人以上（外部委託）

管理栄養士は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。

（９）学校医　１人（非常勤）

学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 22 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

（１０）学校歯科医　１人（非常勤）

学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 23 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

（１１）学校薬剤師　１人（非常勤）

学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 24 条に基づいて、技術及び指導に従事する

（１２）講師　１人以上（非常勤）

講師は、教諭及び助教諭に順ずる職務に従事する。

７．学期

１年を次の３学期に分ける。

（１）第１学期　４月１日　から　８月３１日　まで

（２）第２学期　９月１日　から　１２月３１日　まで

（３）第３学期　１月１日　から　３月３１日　まで

８．特定教育・保育を行う日及び休業日

本園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。また本園は、７．学期の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

（１）教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

イ　夏季休業（７月２１日から８月２５日まで）

ウ　冬季休業（１２月25日から１月７日まで）

エ　春季休業（３月２１日から４月７日まで）

オ　振替休園日（原則、行事が行われた日曜日・祝日の翌日）

（２）保育認定子どもに係る休業日

ア　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

イ　お盆休暇（８月１３日から８月１６日）

ウ　年始休日（１月２日及び１月３日）

エ　年末休日（１２月２９日から１２月３１日）

（３）本園は、保育認定子どものうち、保護者のいずれもが定常的に土曜日に就労していることを職場からの就労証明によって証明できる子どもに限り、土曜日に保育を行う。

（４）本園は、前２項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

（５）本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

９．特定教育・保育の提供を行う時間等

（１）特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

ア）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）は、７時３０分から１８時３０分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

イ）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）は、８時３０分から１６時３０分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

ウ）教育標準時間は、９時００分から１４時００分とする。

（２）本園の開所時間は、次のとおりとする。

ア）月曜日から金曜日　７時３０分から１９時００分。

イ）土曜日　７時３０分から１８時３０分。

（３）本園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育

時間（１１時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（８時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

（４）本園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

１０．利用者負担額、その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

（１）本園は、提供する特定教育・保育の質の向上を図るため、別表１に掲げる特定負担額を徴収する。

（２）本園は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表２に掲げる実費を徴収する。

（３）本園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表３に掲げる費用を徴収する。

（４）本園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表４に掲げる費用を徴収する。

（５）本園は、長期休暇中の預かり保育の実施に必要な一部について、利用者負担として別表５に掲げる費用を徴収する。

１１．学級の編成

（１）第１０条　１学級の園児の数は、３５人以下を原則とするが、令和８年４月より「4・5 歳児は 30 人編成、3 歳児は 20 人編成を原則とする。

（２）学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢（学齢）にある園児で編成することを原則とする。

１２．利用定員

（１）教育を希望する３歳児以上児（以下「１号認定子ども」という）　１２５人

（２）保育を必要とする３歳児以上児（以下「２号認定子ども」という）　１１０人

（３）保育を必要とする３歳児未満児（以下「３号認定子ども」という）のうち満１歳以上の子ども　１８人

（４）３号認定子どものうち満１歳未満の子ども　０人

１３．利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項

（１）入園

ア）入園は、園長がこれを許可する。

イ）入園をしようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、園長に提出するものとする。

ウ）１号認定の園児の入園の選考について、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、在園児の弟妹を優先し、その上で先着順により選考を行う。

エ）２号認定及び３号認定の園児の入園は、市町による利用調整を経るものとする。

（２）退園・休園

ア）退園又は休園しようとする者は、所定の様式にその理由と時期を記して保護者から園長に届け出るものとする。

イ）園長は、保育料等の納付金を３か月以上滞納した幼児または保護者に対し、退園を命じることができる。なお、退園時には、滞納していた納付金の全額を納入するものとする。

ウ）当園の 登園停止及び 休園は、次に該当する利用乳幼児について行うものとする。なお、登園停止及び休園の期間中も保育料の納付は必要となります。

・感染症罹患等のため、他の児童に感染する恐れがある場合

・特別な理由がなく、１か月のうちに１日も登園しない場合

・他の児童の保育に著しく支障を来たすと認められる場合

・その他、園長が不適当と認める場合

（３）卒園・修了

ア）当園の教育課程を修了した者は、修了証書を授与する。

イ）利用乳幼児が小学校に就学したとき

ウ）利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

エ）その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

１４．緊急時における対応

（１）本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園勤務看護師、園医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

（２）教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（３）本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

（４）園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入保険を行使し、損害賠償を速やかに行うものとする。

１５．非常災害対策

非常災害においては、避難計画等を基に管理者とその責任を定め、少なくとも毎月１回の訓練を実施するものとする。

１６．虐待防止のための措置

第１７条　本園は、園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、施設の管理責任者を総責任者とし、職員に対する周知の上、児童相談所と連携を図り、必要な措置を講じるものとする。

１７．特定教育・保育に関する苦情や相談の受付

（１）本園は、特定教育・保育に関する園児又は園児保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

（２）苦情や相談の窓口を、以下の通り定める。

<table>
<tr><th>対象園児</th><th>受付窓口</th><th>受付担当者</th><th>解決責任者</th></tr>
<tr><td>１・２号認定児</td><td>089-973-1256</td><td rowspan="3">各クラス担任</td><td rowspan="3">園長・主幹保育教諭</td></tr>
<tr><td>３号認定児</td><td rowspan="2">080-2970-9079</td></tr>
<tr><td>３号認定を受けない１・２歳児</td></tr>
</table>

※受付時間　月～金曜日 9:00～17:00（「８．特定教育・保育を行う日及び休業日」に掲載されている休業日を除きます。）

１８．個人情報の取り扱い

（１）本園の管理者および職員は、正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らしてはならないものとする。

（２）本園は、管理者および職員であったものが、正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

１９．学校医・学校歯科医・学校薬剤師

学校医	なかむらこどもクリニック 院長　中村泰子 松山市西垣生町 818 番地 （089）968-7700
学校歯科医	うらす梅本歯科 院長　梅本康人 松山市西垣生町 254 番地 8 （089）965-3355
学校薬剤師	三谷洋右

２０．本園のご利用にあたっての留意事項

自家用車の利用について	登園・降園または教育・保育活動への参加等による保護者の自家用車の利用および駐車スペースの利用において、本園は事故や窃盗等にかかわる一切の責任を負いませんので、くれぐれも安全への配慮をお願いします。
敷地・施設の利用について	敷地・施設は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合がございます。

写真・動画等の撮影およびインターネット上への投稿・公開について	本園の敷地・施設内では、許可なく写真や動画を撮影することはお控えください。参観日や運動会はじめ保護者が参加する行事におきましては原則許可されますが、インターネット上への投稿・公開におきましては、他の園児やご家族の許可なく顔や名札等個人を特定できないようご配慮ください。

（別表１）

項目	教育充実費	水泳指導料
理由・目的	施設や遊具の維持管理費用	講師委託料
1 号認定こども（5・4 歳児）	4,850 円	1,200 円
1 号認定こども（3 歳児）		700 円
2 号認定子ども（5・4 歳児）		1,200 円
2 号認定子ども（3 歳児）		700 円
3 号認定こども	500 円	-----

（別表２―１：給食費　月～金曜日　欠席しても返金はございません）

対象園児	主食費	副食費	給食費（主食＋副食）
1 号認定子ども	月額 1,620 円	月額 4,380 円	月額 6,000 円
2 号認定こども	月額 1,890 円	月額 5,110 円	月額 7,000 円

（別表２－２：給食費　土曜日　上記の８項（３）の子どもに限ります）

対象園児	主食費	副食費	給食費（主食＋副食）
2 号認定子ども	95 円	255 円	1 食 350 円

（別表２－３：スクールバス代）

項目	理由・目的	金額（月額）
往復	登降園のためのバス利用	3,000 円
片道		1,500 円

（別表２－４：絵本代）

項目	理由・目的	金額（月額）
絵本代	親子の読書習慣づくり	700 円程度

（別表２－５：その他）

項目	理由・目的	金額
制服代	園児服・体操服等着用のため	購入分を実費徴収
学用品費	文字指導用ワーク、鍵盤ハーモニカ、教材・教具、作品袋等	購入分を実費徴収
造形費	教育・保育に使用する資材費	年額 4,300 円
PTA 会費		月額 350 円
健康会費	日本スポーツ振興センター会費	実費
クラス写真代	クラス写真、卒園写真、卒園アルバム代	実費
活動費	お泊り保育代、園外保育活動（施設入場料・施設利用料等）、夏祭り参加費、砥部焼制作費等	実費

（別表３－１：保育標準時間（11 時間）認定子どもの延長保育に係る利用者負担）

対象園児	時間	料金
2 号認定子ども 3 号認定こども	１８時３０分から１９時００分まで	100 円

（別表３－２：保育短時間（８時間）認定子どもの延長保育に係る利用者負担）

対象園児	時間	料金
2 号認定子ども 3 号認定こども	７時３０分から８時３０分まで	100 円/1 回
	１６時３０分から１８時３０分まで	200 円/1 回
	１８時３０分から１９時００分まで	100 円/1 回

（別表４：1 号認定子どもの預かり保育に係る利用者負担）

対象園児	時間	料金
1 号認定子ども	７時３０分から８時３０分まで	100 円/1 回
	１４時３０分から１８時３０分まで	350 円/1 回
	１８時３０分から１９時００分まで	100 円/1 回

（別表５：1 号認定子どもの長期休暇中の預かり保育に係る利用者負担）

対象園児	時間	料金
1 号認定子ども	８時３０分から１４時００分まで※	450 円/1 回
	１４時３０分から１８時３０分まで	350 円/1 回
	１８時３０分から１９時００分まで	100 円/1 回

☆ 8:00～8:30 の間に登園。14:00～14:30 の間にお迎え。

☆ 原則給食あり。給食費（350 円）を別途徴収。